

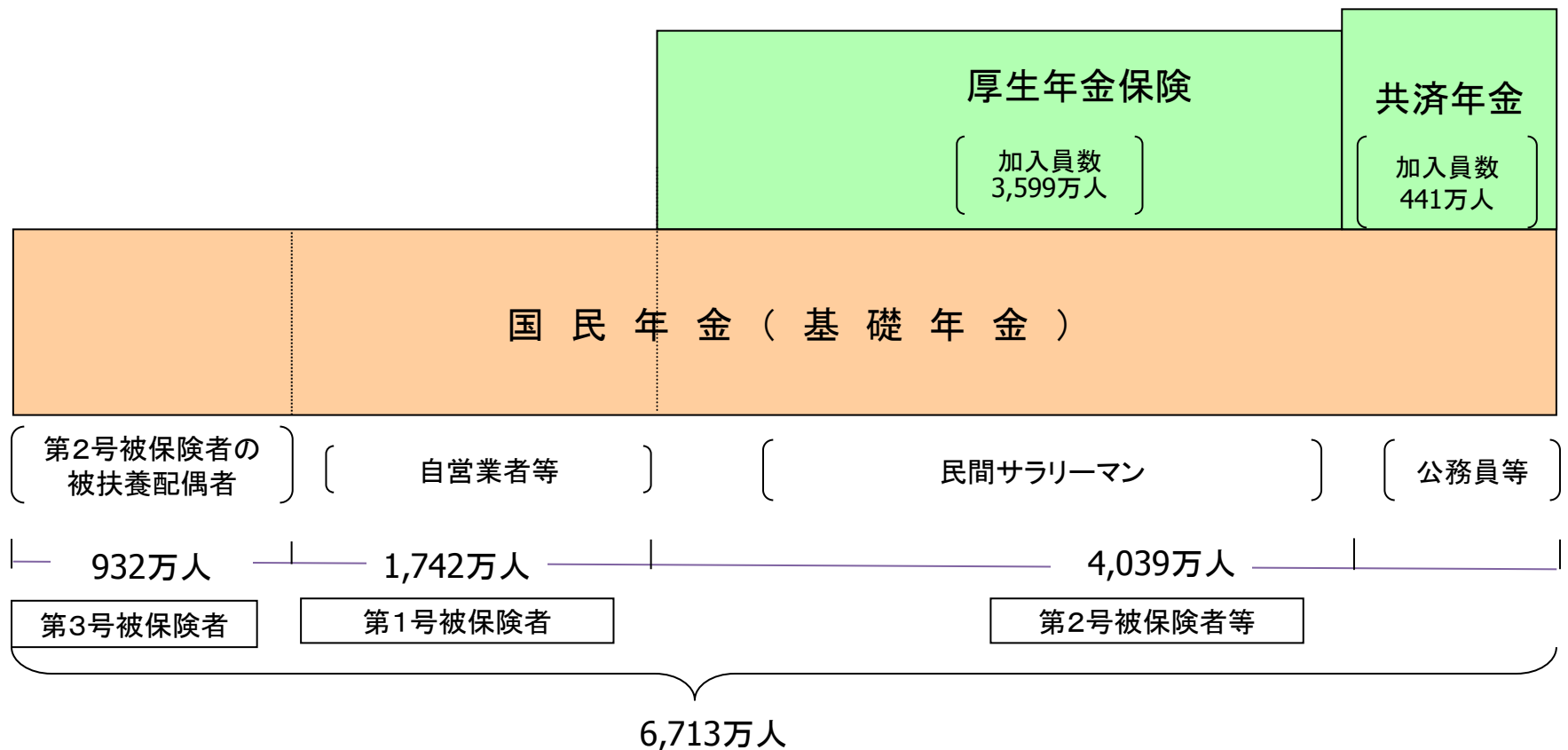
資料2	専門家会合(第1回)
	平成28年11月28日

障害年金制度の概要

公的年金制度の仕組み

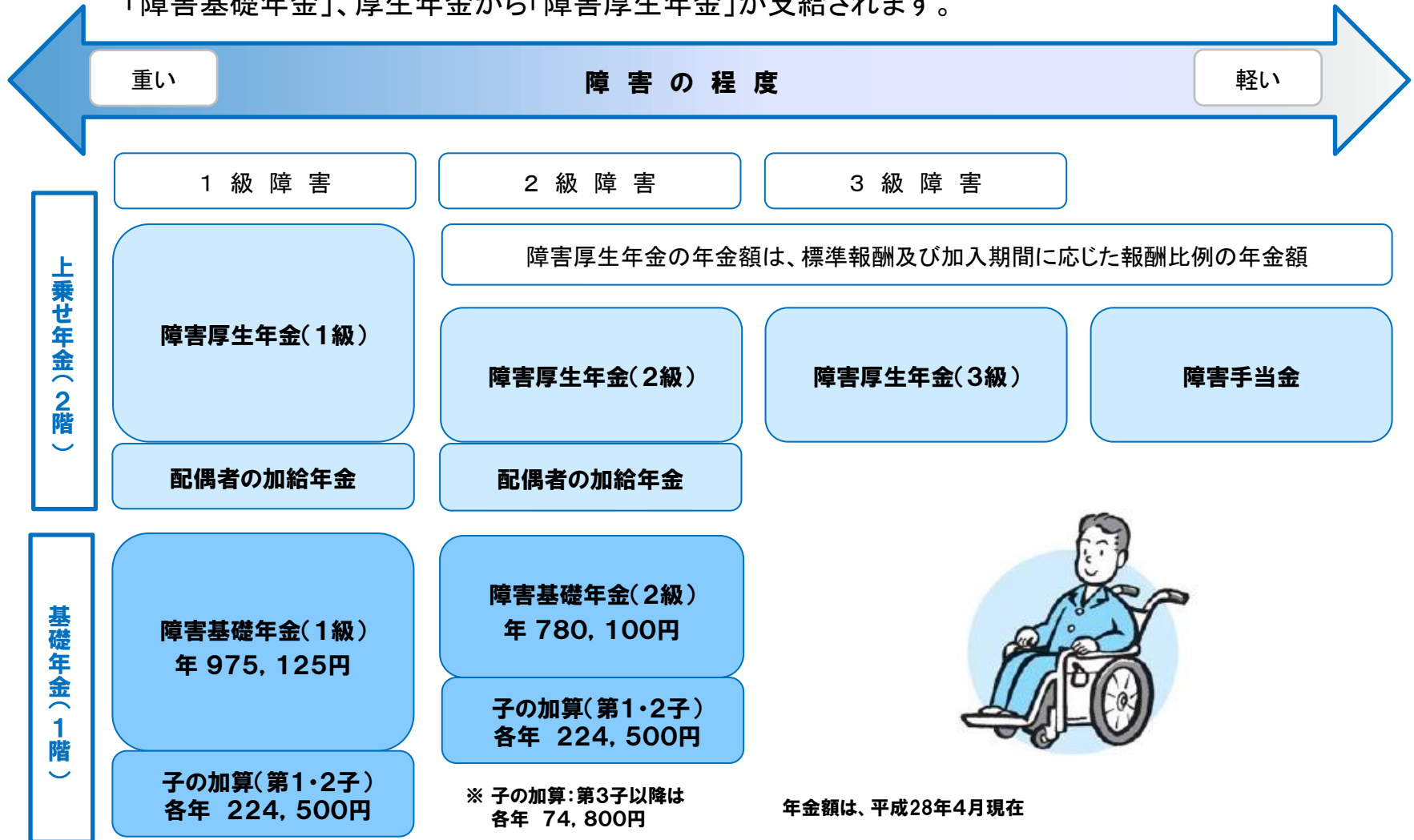
- 現役世代は全て国民年金に加入し、保険料の納付又は免除・猶予を行う義務(国民皆年金)。
- 基礎年金は全国民を対象。(1階部分。一定期間以上国民年金に加入することが条件)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成27年3月末)



障害年金の給付体系

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金がありますが、こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要。
請求窓口は、障害基礎年金は市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金は年金事務所となっている。

障害年金

障害年金は、国民年金や厚生年金の被保険者が、病気やけがで障害の状態にある場合に所得保障を行うものですが、当該傷病の初診日に年金制度の被保険者であり、一定の納付要件や一定の障害状態にあることが必要です。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること
【20歳前傷病による障害基礎年金】
初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給される。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
【上記要件を満たせない場合の特例】
初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること
※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1 級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼の視力の和が0.04以下のもの ・ 両下肢を足関節以上で欠くもの 他 	障害基礎年金と同じ
2 級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼の和が0.05以上0.08以下のもの ・ 両下肢のすべての指を欠くもの 他 	障害基礎年金と同じ
3 級	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両眼視力が0.1以下に減じたもの ・ 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 他

1 級・2 級については、国民年金法施行令別表に規定
 3 級については、厚生年金保険法施行令別表第1に規定

【障害認定基準】(昭和61年3月31日庁保発第15号)

国民年金法及び厚生年金保険法施行令に定める障害の状態を傷病(疾患)ごとに具体的に例示したもので、公平に判断するための基準を認定指針として示したもの。

障害の程度(基本的考え方)

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところですが、その障害の状態の基本は次のとおりです。

(1) 1 級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

(2) 2 級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(3) 3 級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

《参考資料》 障害等級別障害年金受給権者数(年度別)

【厚生年金保険】

(年度末現在)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1級	人 72,456	人 72,844	人 73,455	人 73,643	人 73,915
2級	218,831	225,366	230,961	235,292	239,580
3級	248,721	253,221	258,688	263,383	269,278
合計	540,008	551,431	563,104	572,318	582,773

【国民年金】

(年度末現在)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1級	人 759,608	人 757,678	人 755,851	人 752,598	人 749,030
2級	1,079,667	1,112,646	1,146,567	1,178,247	1,209,935
合計	1,839,275	1,870,324	1,902,418	1,930,845	1,958,965

出典：厚生年金保険・国民年金事業年報

(注1)厚生年金保険は、旧法厚生年金保険、旧法船員保険、新法厚生年金保険及び旧三共済組合の障害年金受給権者の合計(旧法船員保険及び旧法三共済組合の職務／公務上を除く)である。

(注2)国民年金は、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の受給権者の合計であり、障害基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せしている者を含む。